

乳等省令における乳及び乳製品の分類

乳及び乳製品の成分規格等
に関する省令(乳等省令)
(昭和26年厚生省令第52号)

乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする
食品に関する規格基準を定めるもの

【乳】

- ・生乳
- ・牛乳
- ・特別牛乳
- ・生山羊乳
- ・殺菌山羊乳
- ・生めん羊乳
- ・成分調整牛乳
- ・低脂肪牛乳
- ・無脂肪牛乳
- ・加工乳

【乳製品】

- ・クリーム
- ・バター
- ・バターオイル
- ・チーズ
- ・濃縮ホエイ
- ・アイスクリーム類
- ・濃縮乳
- ・脱脂濃縮乳
- ・無糖練乳
- ・無糖脱脂練乳
- ・加糖練乳
- ・加糖脱脂練乳
- ・全粉乳
- ・脱脂粉乳
- ・クリームパウダー
- ・たんぱく質濃縮
ホエイパウダー
- ・バターミルクパウダー
- ・加糖粉乳
- ・調製粉乳※1
- ・発酵乳
- ・乳酸菌飲料
- ・乳飲料※2

※1: (定義) 生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え粉末状にしたもの

※2: (定義) 生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料である乳製品